

乾めん類品質表示基準等の見直し開始に伴う御意見募集の結果並びに「乾めん類品質表示基準」及び「めん類等用つゆ品質表示基準」の諮問について

第3回消費者委員会食品表示部会において説明した乾めん類品質表示基準等の意見募集（募集期間：平成22年7月23日～8月21日）に提出された意見を受け、4品目の品質表示基準について下記のとおり対応することとし、「乾めん類品質表示基準」及び「めん類等用つゆ品質表示基準」については改正案を諮問します。

記

1 乾めん類品質表示基準

調理方法の別記記載を認めるとした消費者庁の原案については、賛成意見が12件寄せられました。一方、他の意見については、様々な具体的なご提案について資料2-2別紙のとおり対応することが適当と考えるため、原案どおり調理方法の別記記載を認める改正案を諮問します。

（意見総数18件、賛成意見のほか、乾めん類の定義の見直しを求める意見、そばの原産地に関する意見が寄せられた）

2 めん類等用つゆ品質表示基準

醸造方式の文言の整合性を図るとした消費者庁の原案に加え、原材料名の記載方法について、加工食品品質表示基準と整合性を図り、原材料を重量順に記載すべきとの意見が4件寄せられたため、今回の改正案に追加することとしました。

なお、他の意見については、様々な具体的なご提案について資料2-2別紙のとおり対応することが適当と考えるため、今回の改正案には反映しないこととしました。

（意見総数11件、上記のほか、しょうゆに使用した大豆の種類や栄養成分の表示を望む意見などが寄せられた）

3 うなぎ加工品品質表示基準

うなぎ加工品品質表示基準を加工食品品質表示基準に整理統合し、加工食品品質表示基準別表2に「うなぎ加工品」を追加すべきとの意見などが寄せられたことから、原料原産地表示の義務化の拡大の議論の中で、うなぎ加工品の義務対象品の拡大について検討することとしました。

（意見総数12件、上記のほか、うなぎの養殖期間に関する意見、店頭バラ販売の商品に表示義務つけることの意味などが寄せられた）

4 チルドぎょうざ類品質表示基準

調理冷凍食品品質表示基準とさらに整合性をとるべきとの意見など様々な意見が寄せられたため、意見内容の実態把握、調理冷凍食品の日本農林規格、調理冷凍食品品質表示基準との関連などを確認のうえ、改正案に反映させるべきかどうかを引き続き検討することとしました。

（意見総数8件、上記のほか、加工食品品質表示基準の記載方法について整合性を図ることなどの意見が寄せられた）